

# 営農型太陽光発電設備設置状況等について (令和5年度末現在)

## 【目 次】

- 営農型太陽光発電について ..... 1
- 1 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移 ..... 2
- 2 営農型太陽光発電設備に係る農地区分 ..... 3
- 3 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者の状況 ..... 4
- 4 営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者の区分 ..... 5
- 5 営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合 ..... 6
- 6 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物 ..... 7

令和7年12月  
農林水産省  
農村振興局

# 営農型太陽光発電設備について(令和6年3月までのしくみ)

## 「営農型太陽光発電」とは

農地に支柱を立てて、**営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組み**を指します。

この場合、**支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となります。**  
(平成25年3月31日～)



## 営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

### ① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- ・ 一時転用期間が一定の期間内となっているか

#### 一時転用期間が10年以内になるケース (平成30年5月15日通知)

次のいずれかに該当するときは**10年以内**(その他は**3年以内**)

- 認定農業者等の**担い手**が下部の農地で**営農**を行う場合
- 荒廃農地を活用する場合
- 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

- ・ 下部の農地での**営農の適切な継続**が確実か

#### 営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の**品質**に著しい劣化が生じていないこと
- 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の <b>平均的な单収</b> と比較して おむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- ・ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- ・ 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

### ② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

### ③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元



# 1 営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年3月に通知を発出し、農地転用許可の取扱いを明確化。
- 新たに農地の一時転用許可を受けた件数については、毎年、前年度を上回るペースで増加していたが、令和5年度の新規許可件数は791件となっており、増加の伸びは緩やかとなった。

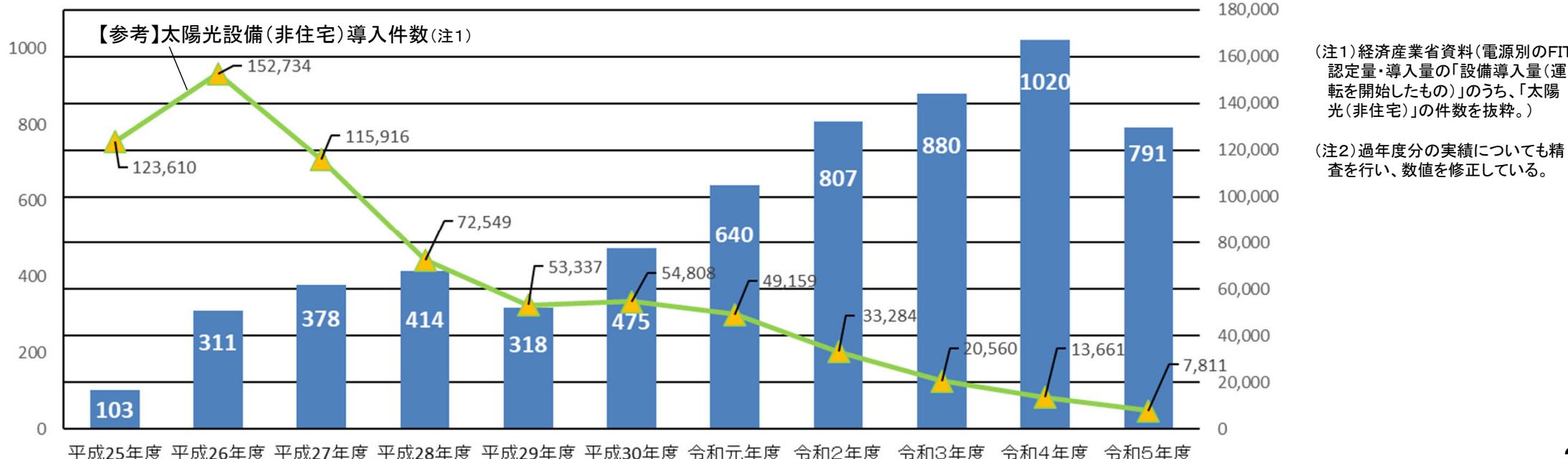
【営農型発電設備を設置するための農地転用許可件数(年度毎)】

	H25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
新規許可件数	103件	311件	378件	414件	318件	475件	640件	807件	880件	1,020件	791件	6,137件
下部農地の面積	16.3ha	53.5ha	85.3ha	161.2ha	79.9ha	151.4ha	166.0ha	132.2ha	141.9ha	231.9ha	141.8ha	1,361.6ha

(参考)再許可分(上の外数)

	H25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
再許可件数	-	-	4件	95件	351件	339件	396件	629件	664件	808件	952件	4,238件
下部農地の面積	-	-	0.37ha	21.0ha	45.1ha	77.3ha	159.0ha	130.8ha	137.3ha	201.2ha	203.0ha	975.2ha

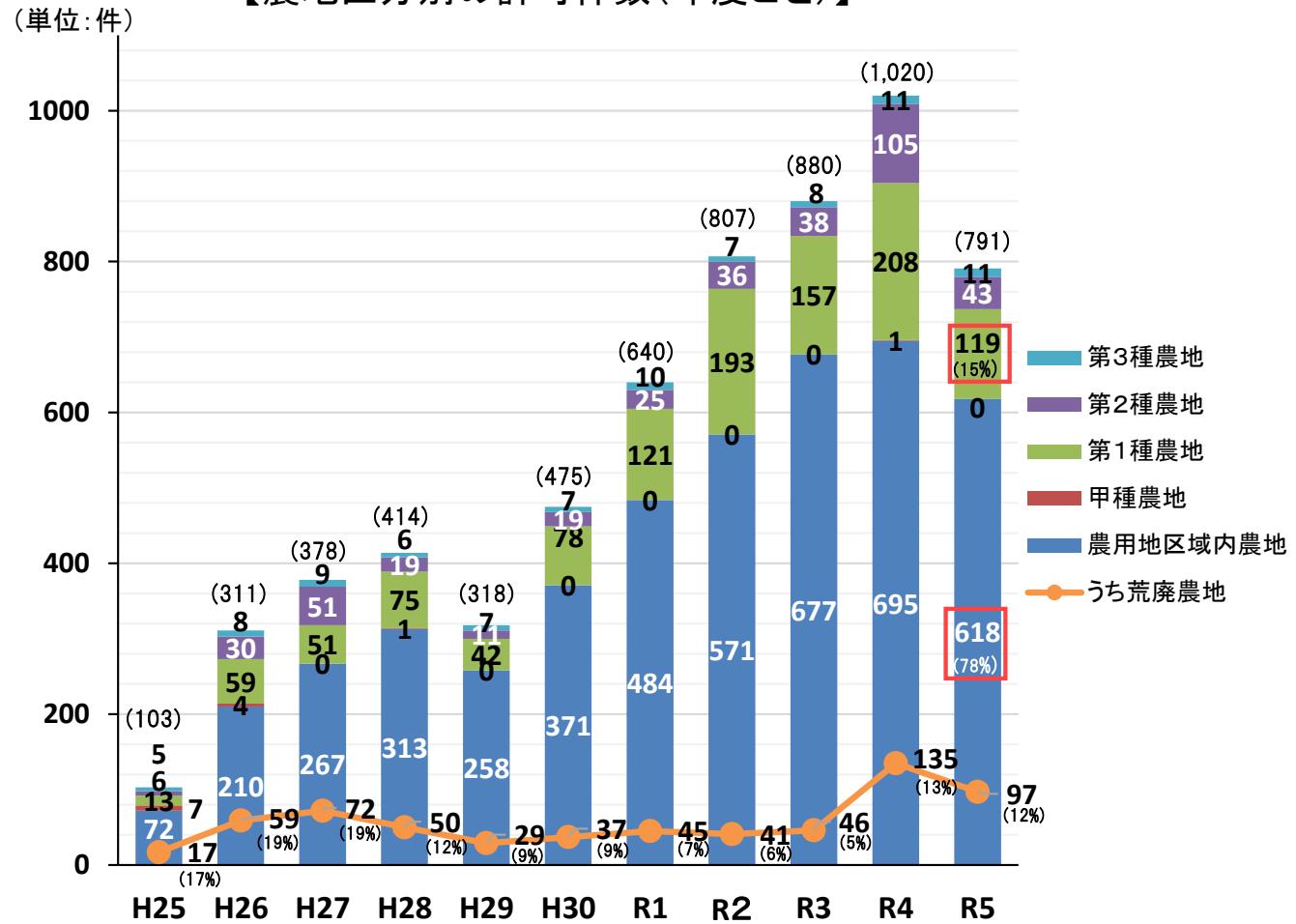
(許可件数) (太陽光設備(非住宅)の導入件数)



## 2 営農型太陽光発電設備に係る農地区分

- 令和5年度に新たに農地転用許可を受けた営農型太陽光発電設備に係る農地区分をみると、農用地区域内農地が78%(618件)で、第1種農地が15%(119件)となっており、これらが全体の9割(737件)でこれまでの傾向に変化はない。
- 平成25年度から令和5年度までに新たに農地転用許可を受けたもののうち、荒廃農地を活用したものは10.2%(628件)となっている。

【農地区別許可件数(年度ごと)】

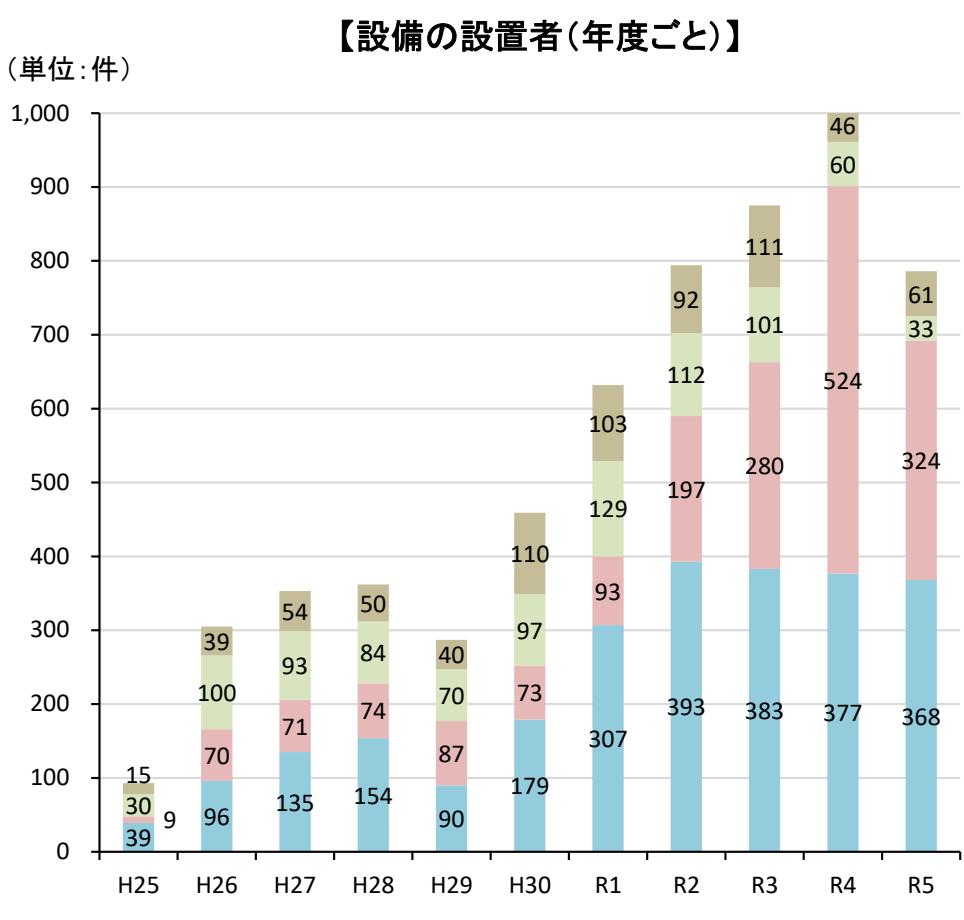


【農地区分ごとの許可件数(令和5年度末)】

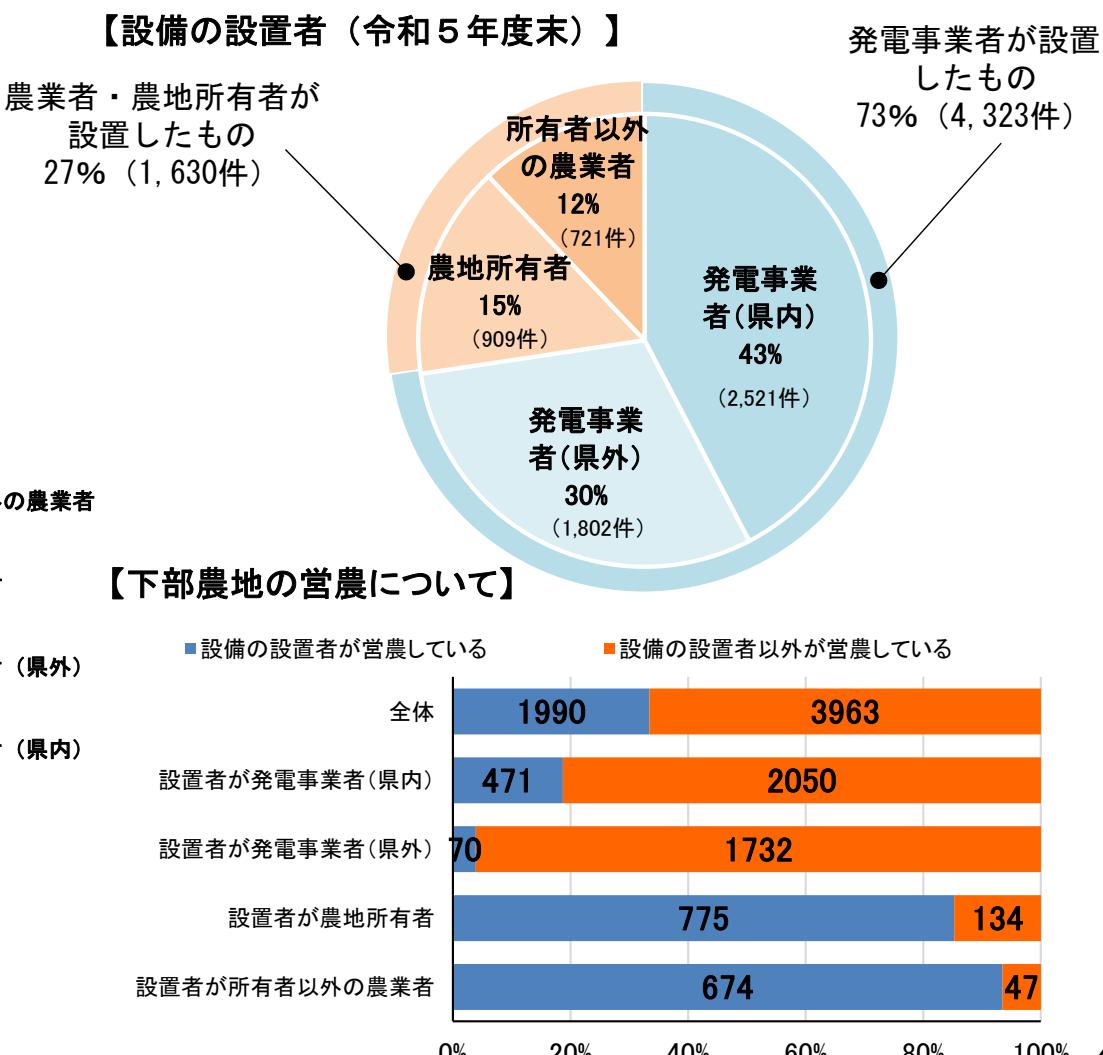
農地区分	全体の許可件数 (A)	うち荒廃農地 (割合)	
		(B)	(B)/(A)
農用地区域内農地	4,536	(73.9%)	465 (10.3%)
甲種農地	13	(0.2%)	0 (0.0%)
第1種農地	1,116	(18.2%)	102 (9.1%)
第2種農地	383	(6.2%)	50 (13.1%)
第3種農地	89	(1.5%)	11 (12.4%)
合計	6,137	(100.0%)	628 (10.2%)

### 3 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者の状況

- 営農型太陽光発電設備の設置者は、主として発電事業を営んでいる発電事業者が設置したものが73%(4,323件)、農業者や農地所有者が設置したものが27%(1,630件)と、発電事業者による設置が多数を占める。
- 発電事業者が設置している場合でも、売電収入の一部が、営農維持費や賃借料等として農地所有者や農業者に還元されているケースもある。



N=5,953  
※令和5年度末で存続しているものを集計



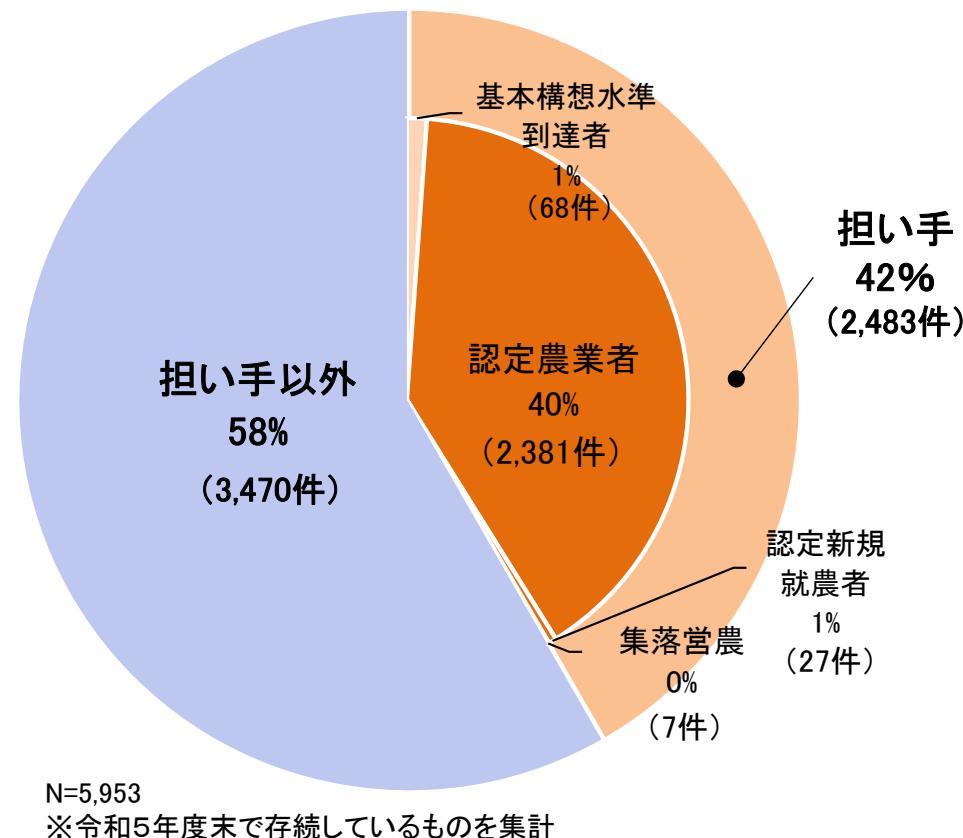
## 4 営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者の区分

- 令和5年度までに農地転用許可があった営農型太陽光発電設備の下部農地の営農者をみると、全体の42%(2,483件)が担い手であり、令和5年度に当該許可があったものでは、全体の63%(497件)であった。
- 平成30年5月に営農型太陽光発電設備の取扱いを見直して、担い手が下部農地を営農する場合には、一時転用許可期間をそれまでの3年から10年に延長しており、担い手が下部農地を営農するケースは増加している。

### 【下部農地の営農者の区分】

区分	件 数	(単位:件)
		うち令和5年度許可
基本構想水準到達者（注）	68	10
認定農業者	2,381	481
認定新規就農者	27	6
法人化計画を有する集落営農	7	0
（担い手小計）	2,483 [42%]	497 [63%]
担い手以外	3,470 [58%]	289 [37%]
計	5,953	786

（注）基本構想水準到達者：主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営



## 5 営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

- 令和5年度末において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は24%(1,221件)となっており、前年度と比較して2%上昇(294件増)した。
- 支障の内容をみると、単収減少・生育不良(営農者に起因するもの)が71%(872件)となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っている。

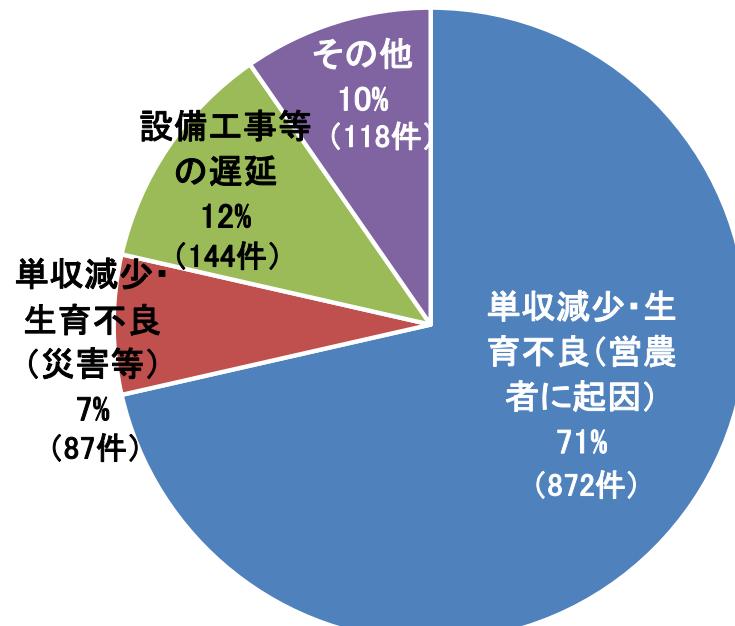
【下部農地での営農への支障の割合(令和5年度末)】

営農型太陽光 発電設備数	5,167件 (4,189件)
うち 支障あり	1,221件 (927件)
割合	24% (22%)

※ 令和5年度末で存続しているものを集計。但し、施設整備が未完了であるものが多いことから令和5年度新規許可分は除外。

※ 括弧内は令和4年度末実績

【営農への支障の内容(令和5年度末)】



N=1,221  
※令和5年度に営農に支障があったと回答したもの

- 「単収減少・生育不良(営農者に起因)」とは、営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
- 「単収減少・生育不良(災害等)」とは、台風等の災害、営農者の病気等により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
- 「設備工事等の遅延」とは、営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかつたこと等によるもの。
- 「その他」とは、支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

## 6 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、観賞用植物が36%(2,147件)と最も多く、次いで、野菜等が28%(1,654件)、果樹が13%(791件)の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみが32%(1,901件)、みょうがが6%(374件)となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。
- 営農型太陽光発電設備の設置に当たり、栽培作物を変更したものが6割(3,415件)となっており、パネル下での営農を前提に作物を選択していることがうかがえる。

【下部農地での栽培作物】

作物分類	主な作物	件数(割合)	作物変更の件数
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	541 (9%)	118
野菜等	野菜(小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等)、いも類	1,654 (28%)	1,077
うち特徴的な作物	みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	693(12%)	542
うちみょうが	みょうが	374(6%)	295
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	791 (13%)	399
花き	ユリ、パンジー	18 (0.3%)	10
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	2,147 (36%)	1,443
うちさかき・しきみ	さかき・しきみ	1,901 (32%)	1,300
その他	—	802(13%)	368
うち牧草	イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	247(4%)	66
うちきのこ類	しいたけ、きくらげ	340(6%)	255
うち茶	茶	213(4%)	46
合計		5,953(100%)	3,415

\*「作物変更」とは、営農型発電設備の設置に当たり、同農地での栽培作物を変更したもの

